

早めの準備で正しい申告を

市・県民税の申告と 所得税の確定申告

申告会場によって申告期間や受付の内容などが異なりますので注意してください。詳しくは「窓口のご案内」をご覧ください。

申告期間中は、電話が混雑し、つながりにくくなります。皆さんにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いします。また、3月に入ると申告会場は大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

市・県民税の申告

【申告が不要な人】

- 平成26年分の所得税の確定申告をした人
- 勤務先から給与支払報告書（年末調整済み）が提出される人
- 同一世帯の家族の扶養控除対象者になっている人

【申告が必要な人】

- 平成27年1月1日現在で、市内に住んでいた人で次のいずれかに該当する人
- 所得がなく、誰の扶養控除対象にもなっていない人
- 所得が給与所得のみで勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
- 所得税の確定申告は必要ないが、市・県民税で各種控除を受けようとする人
- 失業保険、障害年金・遺族年金などを受給していた人
- 所得がなく、別世帯の人の扶養親族になっている人

富里市に住んでいないが、平成27年1月1日現在で事務所または家屋敷のいずれかが富里市内にある人

申告は期限内に

市・県民税の申告書は、国民健康保険税や介護保険料などの算定基礎資料になります。また、申告をしないと融資を受けるときに必要な税関係の証明書の発行や、国民年金（障害基礎年金、老齢福祉年金、保険料免除など）の所得調査ができません。必ず申告をしてください。

所得税の確定申告

【確定申告が必要な人】

- ▼事業所得や不動産所得などがある場合
- 平成26年中の所得の合計が扶養控除などの所得控除の合計額を超える人

問い合わせ先

市・県民税について

課税課市民税班
☎ (93) 11111【代】
内線 217～219

所得税について

成田税務署 ☎ (28) 5151
(自動音声で受け付け、用件に応じて担当者が応対します)

所得税の確定申告の質問・相談は、成田税務署へ

給与所得がある場合

○給与の年収が2千万円を超える人

○給与以外の所得が20万円を超える人

○2か所以上から給与を受けていた人

○源泉徴収されていない給与を受けていた人

公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金など以外の所得金額が20万円以下で所得税の確定申告書の提出を要しない場合であっても、市・県民税の申告は必要になる場合があります。

市・県民税の申告をしなかった場合、年金から引かれている社会保険料など以外の控除内容が市ではわからないため、市・県民税が高くなる可能性があります。

このため、生命保険料や医療費などの支払・扶養控除などを追加することで、市・県民税額が減額される場合があります。

窓口のご案内

受付の内容・時間など

窓口①

イオンモール成田
2階イオンホール

確定申告書の提出・相談

期間 2月2日(月)～
3月16日(月)
(土・日曜日、祝日を除く)
※2月22日(日)、3月1日(日)は実施します。

受付時間

午前9時～午後4時
(提出は午後5時まで)
※午前9時～10時までは、立体駐車場3階の連絡通路から入る2階「C」入口が専用口になります。

※昼食時間帯は職員が交代するため、待ち時間が特に掛かることがあります。

窓口②

成田税務署(成田市加良部)

3月16日(月)までは、確定申告書の提出のみ

(3月16日までは税務署窓口では確定申告書の作成・相談はできませんので、窓口①イオンモール成田をご利用してください。)

受付時間

午前8時30分～午後5時
(土・日曜日、祝日を除く)

郵送提出の場合

封筒に住所・氏名を記入し、成田市加良部1-15 成田税務署宛て

※確定申告書などの控えに税務署の受付印が必要な人は、切手を貼った返信用封筒(住所・氏名を必ず記入)を同封してください。

バス 利用案内



京成成田駅前中央口「6番乗り場(バス)」から乗車してください。
▶会場のバス停…千葉交通バス「モール東・イオン成田店前」



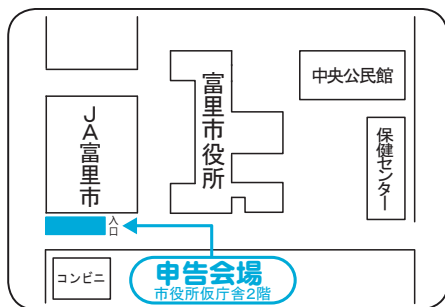
市役所で受け付けられない相談

確定申告のうち、次の相談は市で受け付けることができません。窓口①(イオンモール成田)で相談してください。

- 住宅借入金等特別控除(初めて受ける人・連帯債務のある人)の申告
- 営業や農業などの事業収入や不動産収入が500万円以上の申告
- 事業を開始して初めての申告
- 青色申告 ○所得計算が複雑な申告
- 譲渡所得(土地、建物、株式、会員権の売却など)の申告
- 配当所得の申告
- 災害の控除(震災・台風災害に係る雑損控除なども含む)の申告
- 贈与税、相続税、消費税の申告、準確定申告

市役所の申告会場が 変更になりました

新保健センター建設工事に伴い、農協隣りの仮庁舎が申告会場となります。



窓口③

市役所仮庁舎2階会議室

確定申告書、市・県民税申告書の提出・相談

期間 2月16日(月)～
3月16日(月)
(土・日曜日を除く)

受付時間

午前9時～午後4時
午後1時～4時
収入金額・必要経費と各種控除の書類を整理して、持参してください。また、農業者や事業者などは収入内訳書を事前に作成してください。

郵送提出の場合

市・県民税申告書のみ郵送による提出が可能です。
〒28610292
(住所不要)

個別相談の受付

午前中の個別相談を受け付ける順番は、仮庁舎2階会議室の会場入り口前で、午前8時10分に抽選を行います。以降は先着順に受け付けます。市役所には警備の都合上、早朝から入場することはできませんので、ご注意ください。混雑状況により早めに受付を終了する場合があります。